

第 2 次小城市男女共同参画プランの策定について

現行の『小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)』の計画年度が終了することに伴い、『第 2 次小城市男女共同参画プラン』を策定する。

1. 計画策定の目的

現行の「小城市男女共同参画プラン」は、男女共同参画基本法(平成 11 年 6 月施行)に基づき、平成 19 年 3 月に策定し、小城市における男女共同参画社会の実現に努めている。

平成 28 年度で第 1 次プランの計画期間(平成 19 年度～平成 28 年度)が終了することに伴い、現計画の成果や課題を踏まえつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応し、市民意識を反映した『第 2 次男女共同参画プラン』を策定する。

2. 基本的な考え方

第 2 次小城市総合計画(平成 29 年度～37 年度)との整合性を図る。

現計画の 226(再掲含む 380)ある事務事業をスリム化し、市民の視点でめざすべき目標を分かりやすく設定する。

現計画の政策(3 政策)・政策を実現するための施策(20 施策)は、下記 ・ を勘案して体系を見直す。 プランの体系図(資料 4-1)参照

「小城市配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」(計画期間:平成 26 年度～28 年度)を抱合し、一体化する。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(市町村推進計画)を一体のものとして策定する。

3. 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

4. 今後のスケジュール(案)

別紙「第 2 次小城市男女共同参画プラン策定スケジュール(資料 3-2)」参照

5. 国・県・小城市の動き

- | | |
|-----|---|
| 国 | 「第 3 次男女共同参画基本計画策定」(平成 23 年度～27 年度)
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
(平成 28 年 4 月 1 日施行、10 年間の時限立法) |
| 県 | 「佐賀県男女共同参画基本計画」(平成 23 年度～27 年度)
(男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項)
「佐賀県 DV 被害者支援基本計画(第 3 次計画)」(平成 26 年度～30 年度)
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 1 項) |
| 小城市 | 「小城市男女共同参画プラン」(平成 19 年度～28 年度)
(男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項)
「小城市配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援基本計画」
(平成 26 年度～28 年度)
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項) |